

議題（８）規約・規程の改正（案）について

１．箕面市地域公共交通活性化協議会規約の改正（案）

（１）改正理由

本市役職変更、委員退任および箕面市地域公共交通活性化協議会分科会規程の改正に伴い、本規約を改正するものである。

（２）改正内容（参考資料⑧）

第５条第４項に基づく別表中、「箕面市 地域創造部 地域創造推進監」を「箕面市 地域創造部長」に、「公共交通に見識のある行政経験者」を「大阪大学 大学院 工学研究科 助教」に、「オレンジゆずるバス検討分科会副分科会長」を「オレンジゆずるバス再編検討分科会副分科会長」に改める。

なお、本規約改正は令和４年４月１日から施行する。

（３）新旧対照表

旧		新	
別表（第５条関係）		別表（第５条関係）	
区分	委 員	区分	委 員
第５条 第１項 第１号	箕面市 副市長（市長が指名する副市長）	第５条 第１項 第１号	箕面市 副市長（市長が指名する副市長）
	箕面市 市政統括監		箕面市 市政統括監
	<u>箕面市 地域創造部 地域創造推進監</u>		<u>箕面市 地域創造部長</u>
	箕面市 健康福祉部長		箕面市 健康福祉部長
	箕面市教育委員会 子ども未来創造局長		箕面市教育委員会 子ども未来創造局長
第５条 第１項 第２号	大阪大学 大学院 工学研究科 教授	第５条 第１項 第２号	大阪大学 大学院 工学研究科 教授
	富山大学 都市デザイン学部 都市・交通デザイン学科 准教授		富山大学 都市デザイン学部 都市・交通デザイン学科 准教授
	<u>公共交通に見識のある行政経験者</u>		<u>大阪大学 大学院 工学研究科 助教</u>
略	略	略	略
第５条 第１項 第４号	みのおの交通を考える会の代表	第５条 第１項 第４号	みのおの交通を考える会の代表
	箕面市身体障害者福祉会の代表		箕面市身体障害者福祉会の代表
	<u>オレンジゆずるバス検討分科会副分科会長</u>		<u>オレンジゆずるバス再編検討分科会副分科会長</u>
略	略	略	略

2. 箕面市地域公共交通活性化協議会分科会規程の改正（案）

（1）改正理由

箕面市では、路線バスを補完し市民の市内移動を充実させるため、平成22年度9月からオレンジゆずるバスの実証運行を開始し、平日・土曜については平成25年5月に、日曜・祝日については平成28年7月に本格運行へ移行してきた。

現在、令和5年度開業目標の北大阪急行線の延伸に合わせて、路線バス及びオレンジゆずるバスの路線網の大幅な再編を予定しており、オレンジゆずるバスについては、その役割や運行計画の再編などを検討する必要がある。

このため、名称及び構成員を変更するため本規程の改正を行う。

（2）改正内容（参考資料⑨）

- ◆第3条第1項、第2項、および第3項中、「オレンジゆずるバス検討分科会」を「オレンジゆずるバス再編検討分科会」に、第3項中、「オレンジゆずるバスの検討を行うものとする。」を、「オレンジゆずるバスの再編検討を行うものとする。」に改める。
- ◆第5条第1項、第3項、第4項中、「オレンジゆずるバス検討分科会分科会長」を「オレンジゆずるバス再編検討分科会分科会長」に改める。
- ◆第6条第2項、第3項中、「オレンジゆずるバス検討分科会副分科会長」を「オレンジゆずるバス再編検討分科会副分科会長」に改める。
- ◆第7条第1項、第2項中、「オレンジゆずるバス検討分科会」を「オレンジゆずるバス再編検討分科会」に改める。
- ◆第3条に基づく別表を、「別表1（路線バス網再編検討分科会）」、「別表2（オレンジゆずるバス再編検討分科会）」に改め、別表1中、「箕面市 地域創造部 地域創造推進監」を「箕面市 地域創造部 副部長」に、別表2（専門部会）中、「富山大学 都市デザイン学部 都市・交通デザイン学科 准教授」を「大阪大学 大学院 工学研究科 助教」に、「箕面市 地域創造部 地域創造推進監」を「箕面市 地域創造部 副部長」に改め、別表2（市民部会）中、「栗生第二住宅自治会代表」及び「自転車道ネットワーク公募市民の代表」を削除し、「平成21年度分科会員の特定不便地域、Mバス利用者、公募市民、障害者団体の各代表うち、参画を希望する者」を「公募市民」に、「公募団体（利用促進実施）の代表」を「障害者団体（3団体）の各代表」に、「連携計画の作成及び評価見直しに携わった住民」を「オレンジゆずるバス検討分科会委員の内、継続して参加を希望する住民、団体の代表」に改め、「オレンジゆずるバスによる利用が多い施設の代表」を追加する。
なお、本規程改正は令和4年4月1日から施行する。

(3) 新旧対照表

旧	新
第1条～第2条 略 第3条 分科会は、路線バス網再編検討分科会及びオレンジゆずるバス検討分科会を設置する。 2 オレンジゆずるバス検討分科会は市民部会及び専門部会を設置する。 3 路線バス網再編検討分科会は路線バス網の再編検討を行うものとし、オレンジゆずるバス検討分科会はオレンジゆずるバスの検討を行うものとする。 4 分科会は、それぞれ別表に掲げる者をもって組織する。 第4条 略 第5条 路線バス網再編検討分科会分科会長は、別表1の1の項に掲げる者、オレンジゆずるバス検討分科会分科会長は、別表2の（専門部会）の1の項に掲げる者をもって充てる。 2 分科会長は、分科会を代表し、その会務を総理する。 3 路線バス網再編検討分科会分科会長は、副分科会長を別表1の中から、オレンジゆずるバス検討分科会分科会長は、副分科会長を別表2の（市民部会）の中から指名する。 4 オレンジゆずるバス検討分科会分科会長は、専門部会の部会長を兼ね、専門部会の会務を総理する。 第6条 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるとき又は分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。 2 オレンジゆずるバス検討分科会副分科会長は、協議会の委員となる。	第1条～第2条 略 第3条 分科会は、路線バス網再編検討分科会及びオレンジゆずるバス<u>再編</u>検討分科会を設置する。 2 オレンジゆずるバス<u>再編</u>検討分科会は市民部会及び専門部会を設置する。 3 路線バス網再編検討分科会は路線バス網の再編検討を行うものとし、オレンジゆずるバス<u>再編</u>検討分科会はオレンジゆずるバスの<u>再編</u>検討を行うものとする。 4 分科会は、それぞれ別表に掲げる者をもって組織する。 第4条 略 第5条 路線バス網再編検討分科会分科会長は、別表1の1の項に掲げる者、オレンジゆずるバス<u>再編</u>検討分科会分科会長は、別表2の（専門部会）の1の項に掲げる者をもって充てる。 2 分科会長は、分科会を代表し、その会務を総理する。 3 路線バス網再編検討分科会分科会長は、副分科会長を別表1の中から、オレンジゆずるバス<u>再編</u>検討分科会分科会長は、副分科会長を別表2の（市民部会）の中から指名する。 4 オレンジゆずるバス<u>再編</u>検討分科会分科会長は、専門部会の部会長を兼ね、専門部会の会務を総理する。 第6条 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるとき又は分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。 2 オレンジゆずるバス<u>再編</u>検討分科会副分科会長は、協議会の委員となる。

3 オレンジゆずるバス検討分科会副分科会長は、市民部会の部会長を兼ね、市民部会の会務を総理する。 第7条 オレンジゆずるバス検討分科会の会議は、市民部会又は専門部会を個別若しくは合同で開催するものとし、各分科会は協議会会長からの要請があったとき又は分科会長が必要と認めるときに、随時開催するものとする。 2 オレンジゆずるバス検討分科会の部会が合同の場合は、分科会長が座長となり、個別の場合は、部会長が座長となる。 3 分科会長は、必要に応じて、分科会の構成員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。 4 分科会の会議運営は、会議運営規程を準用するものとする。 第8条～第10条 略 別表（第3条関係） （路線バス網再編検討分科会） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>構 成 員</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～10</td><td>略</td></tr> <tr> <td>11</td><td>箕面市 地域創造部 地域創造推進監</td></tr> <tr> <td>12～15</td><td>略</td></tr> </tbody> </table>		構 成 員	1～10	略	11	箕面市 地域創造部 地域創造推進監	12～15	略	3 オレンジゆずるバス再編検討分科会副分科会長は、市民部会の部会長を兼ね、市民部会の会務を総理する。 第7条 オレンジゆずるバス再編検討分科会の会議は、市民部会又は専門部会を個別若しくは合同で開催するものとし、各分科会は協議会会長からの要請があったとき又は分科会長が必要と認めるときに、随時開催するものとする。 2 オレンジゆずるバス再編検討分科会の部会が合同の場合は、分科会長が座長となり、個別の場合は、部会長が座長となる。 3 分科会長は、必要に応じて、分科会の構成員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。 4 分科会の会議運営は、会議運営規程を準用するものとする。 第8条～第10条 略 別表¹（第3条関係） （路線バス網再編検討分科会） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>構 成 員</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～10</td><td>略</td></tr> <tr> <td>11</td><td>箕面市 地域創造部 副部長</td></tr> <tr> <td>12～15</td><td>略</td></tr> </tbody> </table>		構 成 員	1～10	略	11	箕面市 地域創造部 副部長	12～15	略
	構 成 員																
1～10	略																
11	箕面市 地域創造部 地域創造推進監																
12～15	略																
	構 成 員																
1～10	略																
11	箕面市 地域創造部 副部長																
12～15	略																

(オレンジゆずるバス検討分科会)

(専門部会)

	構 成 員
1	富山大学 都市デザイン学部 都市・交通デザイン学科 准教授
2～7	略
8	箕面市 地域創造部 地域創造推進監

(市民部会)

	構 成 員
1	略
2	栗生第二住宅自治会の代表
3	自転車道ネットワーク公募市民の代表
4～10	略
1 1	平成 2 1 年度分科会員の特定不便地域、Mバス利用者、公募市民、障害者団体の各代表うち、参画を希望する者
1 2	公募団体（利用促進実施）の代表
1 3	連携計画の作成及び評価見直しに携わった住民

別表 2 (第 3 条関係)

(オレンジゆずるバス再編検討分科会)

(専門部会)

	構 成 員
1	大阪大学 大学院 工学研究科 助教
2～7	略
8	箕面市 地域創造部 副部長

(市民部会)

	構 成 員
1	略
2	削除
3	削除
4～10	略
1 1	公募市民
1 2	障害者団体（3 団体）の各代表
1 3	オレンジゆずるバス検討分科会委員の内、継続して参加を希望する住民、団体の代表
1 4	オレンジゆずるバスによる利用が多い施設の代表